

## I-1. 院内感染対策指針

### 群馬整肢療護園 「院内感染対策指針」

#### 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止策及び集団感染事例発生時の適切な対応など群馬整肢療護園における感染対策を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

#### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当園の院内感染対策は、利用者の健康状態や園内外における生活環境条件から集団生活等より感染症に罹患しやすいことを前提に考えていかなければならない。また、医療サービスを提供する際に必然的に起こりうる利用者・職員への感染症の伝播リスクを最小限にするために「スタンダードプリコーション」の観点の基づいた医療行為を実践する。あわせて、感染経路別予防策を実施する。

また、個別及び園内外の感染情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する。

院内感染が発生した事例については、速やかに調査を行い、その根本原因を究明し、これを改善していく。こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、園内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

#### 2. 院内感染対策委員会などの組織に関する基本的事項

##### 1) 院内感染対策委員会の設置

園内感染予防及び園内の感染対策の充実を図り感染管理活動を行うことを目的とする。院内感染の問題等の発生時、新規対策が必要な事項に関し検討する。

- (1) 委員会は、園長、副園長、診療部長、事務長、看護部長、検査技師、薬剤師  
各所属：そよ風棟2名、若草棟2名、リハビリ課1名、栄養課1名、外来1名  
発達支援センター1名、地域療育連携室1名

(二ノ沢愛育会法人より：乳児園1名、大地1名)

上記のメンバーで構成することとする。

- (2) 委員会は、毎月1回程度開催し緊急時は、必要に応じて臨時会議を開催する。  
(3) 委員会の管掌事項は、次の通りとする。

- ① 院内感染防止対策の検討及び推進に関すること
- ② 院内感染防止の対応及び原因を究明すること
- ③ 院内感染などの情報収集及び分析に関すること
- ④ 院内感染防止対策などに関する職員の教育・研修に関すること

⑤ その他院内感染に関すること

2) 院内感染対策委員会の活動

- (1) 院内感染対策マニュアルの見直しや作成に関すること
- (2) 院内感染の実態調査、予防対策等の企画・立案に関すること
- (3) 感染症関連資料（滅菌物・消毒薬・抗菌薬・清掃・廃棄物・清潔状態の保持）の整備に関すること
- (4) 院内感染サーベイランスに関すること
- (5) アウトブレイク対策に関すること
- (6) 院内感染防止の教育に関すること

3. 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

全職員の感染防止に対する意識向上を図り組織で院内（園内）感染対策防止策に取り組み、園内各部署間における連帯能力を高めるため、職員教育と研修を行う。

- 1) 全職員を対象に院内感染対策に関する研修会を継続的に年2回（別の内容）開催する。（必要に応じて全職員が参加できるよう随時研修会を開催する。）
- 2) 新入職員・中途採用職員を対象に院内感染に関する教育・研修を行う。
- 3) 職員が感染防止に関する教育と訓練を受ける機会を支援する。
- 4) 研修の開催結果・施設外研修の参加実績を記録保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- 1) 院内感染対策委員会の中で毎月の各部署での感染症が疑われた利用者に対しての状況報告を行う。
- 2) 院内感染対策委員会の中で毎月の各部署の細菌検査の結果について、検査課より報告を受ける。
- 3) 上記の内容について、感染対策委員は把握し、職員に周知すると共に対応について検討が必要なときは感染対策委員会の中で協議したことを他の職員に、周知する。

5. 院内感染症発生時の対応に関する基本方針

- 1) 職員は、院内感染が疑われる場合、速やかに感染対策委員もしくは、所属長に報告し、委員及び所属長は、感染対策委員長（園長）にこの旨を速やかに報告する。
- 2) 委員長は、速やかに主要な感染対策委員を招集し協議し、必要に応じて臨時に感染対策委員会を開催し、感染源・感染経路・範囲（病棟・期間）の調査を行う。
- 3) 委員長は、調査結果を委員会へ報告し、対応策を検討し実施する。
- 4) 委員長は、委員会にて追跡調査を行い、院内感染の収束の確認を行う。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、園のホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める

7. その他の院内感染対策の推進のための必要な基本方針

- (1) 院内感染対策の推進のために作成された「院内感染対策マニュアル」を全職員に周知徹底する。
- (2) 院内感染対策委員会は、常に感染の動向に着目し「院内感染対策マニュアル」を改訂し職員に周知させる。
- (3) 院内感染対策委員会は、園内のラウンド等を行い職員と共に感染防止対策の推進に努めていく。

付則1) この指針は平成19年4月1日より施行する。

- 2) 平成22年12月より同法人大地が会議に参加することになる。
- 3) 平成23年4月1日群馬整肢療護園の組織体系改正に伴い、3. 院内感染対策管理体制の(2)の委員会組織の役職名・所属の名称変更をした。
- 4) 平成23年11月30日に見直しを行い、2. 院内感染対策に関する基本的な考え方について、4. 6を追加した。
- 5) 平成26年7月29日指針全体の見直しを行い、改訂する。